

第5次総合計画後期基本計画に関するパブリックコメントを実施

市では、これからのまちづくりの指針を定めた「大網白里市第5次総合計画の後期基本計画（計画期間：平成28（32年度）」の策定を進めてきました。

市ホームページ等で公表していますので皆さんの意見をお聞かせください。

▼公表場所：市ホームページ、

圏央道スマートインターチェンジ周辺地域の土地利用方針に関するパブリックコメントを実施

市では、平成31年3月に圏央道の（仮称）大網白里スマートインターチェンジ（スマートIC）供用開始を目指しています。この整備によりもたらされる広域交通ネットワークの効果を活用するため、対象地域内への開発を誘導する指針として活用すべく「圏央道スマートIC周辺地域の土地利用方針」の策定を進めてきました。

市ホームページ等で公表していますので皆さんの意見をお聞かせください。

▼公表場所：市ホームページ、市役所本庁舎1階行政情報コーナー、中部コミュニティセンター受付、白里公民館受付

▼公表・意見受付期限：3月8日(火)

▼対象者：市内在住・在勤・在学の方、および市内事業者等

▼提出方法：市ホームページ

スポーツ推進計画に関するパブリックコメントを実施

国の「スポーツ基本計画」等を踏まえ、「大網白里市スポーツ推進計画」の策定を進めてきました。本計画は、市の第5次総合計画の下位計画であり、本市のスポーツに関する施策を具体化するものとして位置づけられています。

市ホームページ等で公表していますので皆さんの意見をお聞かせください。

▼公表場所：市ホームページ、大網白里アリーナ受付、生涯学習課、市役所本庁舎1階行政情報コーナー、中央公民館

▼公表・意見受付期限：3月13日(日)

▼提出方法：市ホームページまたは公表場所に備えてある様式に記入し、次のいずれか

の方法で提出してください。
・郵送・ファクス・電子メール・持参（企画政策課または公表場所の施設受付に提出）
※いただいた意見は、市の考えなどと併せてホームページで公表する予定です

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

☎(70) 0315

FAX(72) 8454

〒499-3292

大網白里市大網1-1-2

企画政策課政策推進班

不法投棄監視員に感謝状

第15回千葉県廃棄物適正処理推進大会

不法投棄監視員としての長年の功労を称え、第15回千葉県廃棄物適正処理推進大会において、本市の2人に感謝状が贈られました。

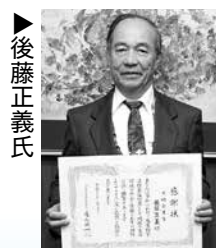
- ▶千葉県知事感謝状 藤森 武司氏(南横川)
- ▶千葉県環境生活部長感謝状 後藤 正義氏(大網)

〒499-3292

☎(70) 0386



藤森武司氏



後藤正義氏

市営駐輪場の定期利用申請の受け付けを開始します

市営駐輪場の平成28年度定期利用（平成28年4月～平成29年3月分）の受け付けを開始します。

許可者には、許可証・ステッカーを交付します。

※交付開始日以降は、窓口が大変混雑しますので、早めの申請をお願いします

▼申請可能な自転車等：自転車、原動機付自転車(50cc以下)

※駐輪場利用は1人につき1台限りです

▼受付開始日：3月10日(木)

▼許可証・ステッカー交付開始日：3月17日(木)

※3月16日までは受け付けのみとなり、許可証・ステッカーの交付は3月17日からとなります

▼受付場所・日時
①駐輪場管理人室：毎日5時～22時
②市役所安全対策課：祝日を除く(月)～(金)8時30分～17時15分

普通自動二輪車(125cc以下)の受付条件等

例外的に普通自動二輪車(125cc以下)も利用可能です。

▼利用方法：定期利用のみ(一時利用はできません)

▼駐輪場所：第三駐輪場(南玉27番5)のうち、指定された区画(第一・第二駐輪場は利用できません)

▼受付可能台数：15台(支障のない範囲内の台数となります)

▼受付場所・日時：市役所安全対策課(祝日を除く(月)～(金)8時30分～17時15分)

※駐輪場管理人室では受け付けできません

▼受付方法：窓口申請による先着順
※窓口への申請手続きが必要となりますが、3月10日(木)9時から電話での仮予約も受け付けします

申請に必要なもの

必要なもの	継続		新規		備考
	一般	学生	一般	学生	
申請書			○	○	駐輪場管理人室または市役所安全対策課にあります
印かん			△	△	利用者本人以外の方が申請手続きをする場合
氏名・住所等が確認できるもの	○	○	○	○	免許証等
学生証・合格通知書等		○		○	平成28年度に学生であることを確認できるもの
利用許可証	○	○			
車体番号			○	○	
防犯登録番号			△	△	登録がある場合
標識番号			△	△	原付(50cc以下)、普通自動二輪車(125cc以下)の場合

○…必須 △…該当する区分の場合必要 ※年度をまたぐ申請はできません

自転車の利用料

利用する方	一般	学生	
市内	月額	1,200円	500円
	年額	13,200円	5,500円
市外	月額	2,000円	750円
	年額	22,000円	8,250円

原動機付自転車・普通自動二輪車の利用料

利用する方	一般	学生	
市内	月額	1,600円	750円
	年額	17,600円	8,250円
市外	月額	3,000円	1,000円
	年額	33,000円	11,000円

※利用料は年額一括の場合、月額1ヵ月分お得です



〒499-3292 駐輪場管理人室 ☎(73) 8308 安全対策課生活安全班 ☎(70) 0387

こちら消費生活相談室です!

電力の小売全面自由化が始まります!

4月1日より、電力の小売全面自由化が始まります。

これまで、電力の契約は地域ごとの事業者との契約でしたが、自由化により複数のさまざまな業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

正確な情報を収集し、便乗商法にも気を付けましょう。

◆アドバイス

①「料金が安くなる」といった勧誘トークに気を付け、自分で電力の小売自由化に関する情報を収集しましょう。また、小売電気事業者は登録制です。登録されている事業者なのか、また自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかを確認しましょう。

▶電力の小売自由化制度や小売電気事業者が登録しているか等の問い合わせ先

経済産業省専用ナビダイヤル ☎0570(028)555

▶小売契約の締結に当たってのトラブルについての問い合わせ先 経済産業省電力取引監視等委員会

の相談窓口

☎03(3501)5725

②「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とのセット料金や値引きになっていないか、契約期間が長期なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないか等、よく確認しましょう。

③電力の小売自由化に便乗した太陽光発電システムの契約をはじめ、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。電力の小売自由化と直接関係のない契約の必要性についてよく考えましょう。

契約に際して不安になった時は、消費生活相談窓口へ相談ください。 ※参考 国民生活センターホームページ

◆市消費生活相談

▶日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金)

10時～12時、13時～15時

▶会場=中央公民館1階相談室

▶相談電話=(70)0344

〒499-3292 地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342